



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

423	指定自立支援医療機関の変更	(障害福祉課).....	1
424	荒見井土地改良区の役員の退任	(農業農村整備課).....	1
425	九度山町安田島土地改良区の役員の就退任	( " ).....	2
426	紀の川土地改良区連合の役員の退任	( " ).....	2
427	小田井土地改良区の定款変更の認可	( " ).....	2
428	安楽川井土地改良区の定款変更の認可	( " ).....	2
429	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	2
430	〃	( " ).....	3
431	公共測量の終了	(技術調査課).....	3
432	道路の区域変更	(道路保全課).....	4
433	道路の供用開始	( " ).....	4
434	道路の区域変更	( " ).....	4
435	〃	( " ).....	5
436	道路の供用開始	( " ).....	5
437	道路の区域変更	( " ).....	5
438	境界地の道路の管理及び費用負担に関する協定	( " ).....	6

### ○ 公告

入札公告	(総務事務集中課).....	7
〃	( " ).....	10
〃	( " ).....	13

## 告 示

### 和歌山県告示第423号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成31年4月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
社会福祉法人高陽会	紀の川市黒土153	医療機関の所在地	紀の川市上田井1020	紀の川市黒土153	平成31.4.1

### 和歌山県告示第424号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、荒見井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成31年4月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

退任した役員（平成31年3月31日退任）

職名 氏名 住所

理事 蓬臺雅吾 紀の川市杉原915番地

**和歌山県告示第425号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、九度山町安田島土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成31年4月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 退任した役員（平成30年12月28日退任）

職名 氏名 住所

理事 相奈良全孝 伊都郡九度山町大字九度山1409番地

2 就任した役員（平成31年4月1日就任）

職名 氏名 住所

理事 深瀬昌宏 伊都郡九度山町大字九度山1618番地

**和歌山県告示第426号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第18項の規定により、紀の川土地改良区連合の役員について次のとおり公告する。

平成31年4月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

退任した役員（平成31年4月1日退任）

職名 氏名 住所

理事 松本三郎 和歌山市松江東一丁目4番6号

理事 蓬臺雅吾 紀の川市杉原915番地

**和歌山県告示第427号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、小田井土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成31年4月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

**和歌山県告示第428号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、安楽川井土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成31年4月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

**和歌山県告示第429号**

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年4月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
田辺市（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第430号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
西牟婁郡すさみ町（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第431号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成31年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路工事の支障における基準点復旧測量）
- 2 作業期間 平成31年2月20日から同年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市秋葉町地内

和歌山県告示第432号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成31年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
伊都郡九度山町大字九度山字西畑982番1地先から同町大字九度山字西畑988番3地先まで	旧	6.82 } 10.32	20.50	
同上	新	7.90 } 16.90	20.50	

和歌山県告示第433号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成31年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 伊都郡九度山町大字九度山字西畑982番1地先から同町大字九度山字西畑988番3地先まで

供用開始の期日 平成31年4月19日

和歌山県告示第434号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成31年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字久野原字伏津路20番3地先から同町大字清水字柳久保676番11地先まで	旧	6.51 } 11.92	769.97	

同上	新	7.57 } 27.40	769.97	
----	---	--------------------	--------	--

**和歌山県告示第435号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成31年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字清水字柳久保676番11地先から同町大字清水字古田746番1地先まで	旧	7.65 } 10.08	192.05	
同上	新	8.03 } 10.10	192.05	

**和歌山県告示第436号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成31年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 480号

供用開始の区間 有田郡有田川町大字清水字柳久保676番11地先から同町大字清水字古田746番1地先まで

供用開始の期日 平成31年4月19日

**和歌山県告示第437号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成31年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上富田南部線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市中万呂字田中代548番1地 先から同市下万呂字片山1003番 2地先まで	旧	3.80 } 14.30	582.90	
同上	新	3.80 } 14.30	582.90	
同上	新	13.40 } 25.60	551.20	

## 和歌山県告示第438号

道路法（昭和27年法律第180号）第19条第1項及び第54条第1項の規定により、奈良県と和歌山県の境界地に係る一般国道169号奥瀬道路の管理及び費用負担について、奈良県知事と平成31年3月25日付けで協議が成立したので、同法第19条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成31年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

境界地の道路の管理及び費用負担に関する協定書（変更）

和歌山県知事（以下「甲」という。）と奈良県知事（以下「乙」という。）とは、平成26年1月31日付けで締結した「境界地の道路の管理及び費用負担に関する協定書（以下「原協定」という。）」の一部を次のとおり変更する。

第1条 原協定の第1条第1項を次のとおり改める。

（協定道路）

第1条 この協定の対象となる道路は次のとおりとする。

路線名 一般国道169号 奥瀬道路

区間（1）和歌山県東牟婁郡北山村小松トンネル和歌山県坑口から  
和歌山県新宮市熊野川町葛川橋西詰まで

内 奈良県区間

奈良県吉野郡十津川村小松トンネル内県境から

奈良県吉野郡十津川村葛川橋県境まで

区間（2）和歌山県新宮市熊野川町竹筒トンネル和歌山県坑口から  
和歌山県新宮市熊野川町葛山トンネル和歌山県坑口まで

内 奈良県区間

奈良県吉野郡十津川村竹筒トンネル内県境から

奈良県吉野郡十津川村葛山トンネル内県境まで

延長 7,132.58メートル

内 和歌山県に属する区間の延長 1,369.79メートル（19.2%）

奈良県に属する区間の延長 5,762.79メートル（80.8%）

境界 小松トンネル内県境、葛川橋、竹筒トンネル内県境、葛山トンネル内県境

第2条 原協定「別紙 第3条（1）関係」を次のとおり改める。

小松トンネル

延長 734.00メートル

内 和歌山県に属する区間の延長 556.00メートル（75.7%）

奈良県に属する区間の延長 178.00メートル（24.3%）

## 葛川橋

延長	160.00メートル	
内 和歌山県に属する区間の延長	82.00メートル	(51.25%)
奈良県に属する区間の延長	78.00メートル	(47.75%)

## 竹筒トンネル

延長	967.79メートル	
内 和歌山県に属する区間の延長	585.79メートル	(60.5%)
奈良県に属する区間の延長	382.00メートル	(39.5%)

## 葛山トンネル

延長	699.00メートル	
内 和歌山県に属する区間の延長	146.00メートル	(20.9%)
奈良県に属する区間の延長	553.00メートル	(79.1%)

第3条 この協定は、平成31年4月1日から効力を生ずるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成31年3月25日

甲 和歌山県知事 仁坂 吉伸

乙 奈良県知事 荒井 正吾

## 公 告

### 入 札 公 告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成31年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達年度及び調達案件番号  
平成31年度 調達案件番号20190045686号
- (2) 調達案件名  
胃部及び胸部（デジタル）併用検診車
- (3) 調達物品の名称及び数量  
胃部及び胸部（デジタル）併用検診車 一式
- (4) 調達物品の特質等  
入札説明書による。
- (5) 納入期限  
平成32年3月31日（火）
- (6) 納入場所  
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛敷地内  
(和歌山市手平二丁目332)

#### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入

札参加資格者名簿の営業種目「自動車」又は「医療用機械器具」に登載されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

### 3 契約条項を示す場所及び期間

#### (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県会計局総務事務集中課

#### (2) 期間

平成31年4月19日（金）から同月26日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

### 4 入札説明書を交付する場所及び期間

#### (1) 場所

3の（1）に同じ。

#### (2) 期間

3の（2）に同じ。

### 5 一般競争入札の場所及び日時等

#### (1) 一般競争入札の場所及び日時

##### ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）

##### イ 入札日時

平成31年5月15日（水）午前10時

##### ウ 開札場所

アに同じ。

##### エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成31年5月14日（火）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

### 6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、平成31年5月14日（火）午前9時から同月15日（水）午前9時45分までに行うこと。

#### (2) 開札日時及び場所

5の（1）に同じ。

### 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

## 8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

## 9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

## 10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

## 11 落札者の決定の方法

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合（当該入札者が電子入札を行った場合を除く。）には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち合わせるものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者のうち電子入札をした者がある場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の（1）に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

## 12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

## ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

## イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 契約の締結における議会の議決の要否

要

(5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

### 13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :  
Digital stomach and chest X-ray examination car : 1 set
- (2) Time limit for tender :  
10:00 a.m. 15 May 2019 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. 14 May 2019)
- (3) Contact point for the notice :  
Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,  
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan  
TEL 073-441-2294  
FAX 073-441-2288

## 入札公告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成31年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達年度及び調達案件番号  
平成31年度 調達案件番号20190045687号
- (2) 調達案件名  
胃部（デジタル）検診車
- (3) 調達物品の名称及び数量  
胃部（デジタル）検診車 一式
- (4) 調達物品の特質等  
入札説明書による。
- (5) 納入期限  
平成32年3月31日（火）
- (6) 納入場所  
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛敷地内  
(和歌山市手平二丁目332)

### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「自動車」又は「医療用機械器具」に登載されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

### 3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県会計局総務事務集中課

## (2) 期間

平成31年4月19日（金）から同月26日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

## 4 入札説明書を交付する場所及び期間

## (1) 場所

3の（1）に同じ。

## (2) 期間

3の（2）に同じ。

## 5 一般競争入札の場所及び日時等

## (1) 一般競争入札の場所及び日時

## ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）

## イ 入札日時

平成31年5月15日（水）午前11時

## ウ 開札場所

アに同じ。

## エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成31年5月14日（火）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

## 6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、平成31年5月14日（火）午前9時から同月15日（水）午前10時45分までに行うこと。

## (2) 開札日時及び場所

5の（1）に同じ。

## 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

## 8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

## 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

## 10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

## 11 落札者の決定の方法

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合（当該入札者が電子入札を行った場合を除く。）には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち合わせるものとする。

(3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者のうち電子入札をした者がある場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

## 12 その他

(1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約の締結における議会の議決の要否

要

(5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

## 13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Digital stomach X-ray examination car : 1 set

(2) Time limit for tender :

11:00 a.m. 15 May 2019 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. 14 May 2019)

(3) Contact point for the notice :

Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,  
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan  
TEL 073-441-2294  
FAX 073-441-2288

### 入札公告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成31年4月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度及び調達案件番号

平成31年度 調達案件番号20190045688号

(2) 調達案件名

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛ウォールスルー空調ユニット等更新備品

(3) 調達物品の名称及び数量

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛ウォールスルー空調ユニット等更新備品 一式

(4) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(5) 納入期限

平成32年3月19日（木）

(6) 納入場所

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛  
（和歌山市手平二丁目1-2）

#### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「家庭用電気機器」、「産業用機械器具」、「産業用電気機械」又は「建設用機械器具」に登録されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

#### 3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

平成31年4月19日（金）から同月26日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

#### 4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の（1）に同じ。

## (2) 期間

3の(2)に同じ。

## 5 一般競争入札の場所及び日時等

## (1) 一般競争入札の場所及び日時

## ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）

## イ 入札日時

平成31年5月15日（水）午後1時30分

## ウ 開札場所

アに同じ。

## エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成31年5月14日（火）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

## 6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、平成31年5月14日（火）午前9時から同月15日（水）午後1時15分までに行うこと。

## (2) 開札日時及び場所

5の(1)に同じ。

## 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

## 8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

## 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

## 10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

## 11 落札者の決定の方法

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合（当該入札者が電子入札を行った場合を除く。）には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち合わせるものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者のうち電子入札をした者がある場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

## 12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - ア 名称  
和歌山県会計局総務事務集中課
  - イ 所在地  
郵便番号 640-8585  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
電話番号 073-441-2294  
ファクシミリ番号 073-441-2288
- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否  
要
- (4) 契約の締結における議会の議決の要否  
要
- (5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

## 13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :  
Floor Mounted Wall Through Air Conditioner : 1 set
- (2) Time limit for tender :  
1:30 p.m. 15 May 2019 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. 14 May 2019)
- (3) Contact point for the notice :  
Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,  
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan  
TEL 073-441-2294  
FAX 073-441-2288